



住宅用地球温暖化対策設置費補助金制度

令和4年度より蓄電池などの単体設備の補助を追加しました

地球温暖化防止対策の一環として、次のいずれかに該当する方に補助金を交付します。

- ①町内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象のシステムや単体設備を設置しようとする方
- ②町内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて対象のシステムや単体設備を設置しようとする方
- ③町内において自ら居住するため建売住宅供給者から対象のシステムや単体設備付き新築住宅を購入しようとする方

※住宅が店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限りま

システム

次の組み合わせの設備を同時に設置する場合

- ▽住宅用太陽光発電施設＋HEMS＋蓄電池
(限度額 16万2800円)
- ▽住宅用太陽光発電施設＋HEMS＋V2H
(限度額 11万2800円)

単体設備

- ▽住宅用エネルギー管理システム(HEMS) 1基につき1万円
 - ▽家庭用燃料電池システム(エネファーム) 1基につき10万円
 - ▽定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池) 1基につき10万円
 - ▽電気自動車等充電設備(V2H) 1基につき5万円
- ※先着順で予算の範囲内で補助します。
- ※他にも条件などありますので、必ず設置や購入前に環境対策室にお問い合わせください。

野焼きは

禁止されています

「近所で草木を燃やして臭いがする」「煙で布団や洗濯物に臭いがついてしまう」など野焼きに対する苦情が数多く寄せられています。野焼きは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」により、以下の例外を除き

原則として禁止となっております。また、一定の構造基準を満たしていない焼却炉についても使用が禁止されていますのでご注意ください。

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

- ▽国または地方公共団体が施設管理をおこなうために必要な焼却
 - ▽災害予防、応急対策、または復旧のために必要な焼却
 - ▽風俗習慣または宗教上の行事をおこなうために必要な焼却
 - ▽農林業を営むためのやむを得ない焼却
 - ▽たき火など日常生活を営む上で通常おこなわれる軽微な焼却
- ※なお、このような例外でも煙害で周囲に迷惑がかかる行為は指導の対象になります。

※家庭から排出される剪定枝、草、竹等は資源ごみとして、豊田地区、二ツ屋地区の有機資源保管所で回収していますのでご利用ください。

開所日

- ▽豊田地区 金・日曜日
- ▽二ツ屋地区 土・月曜日

開所時間 午前9時から正午、午後1時から午後4時です。

※年末年始は除きます

問合せ先

環境対策室 95-1613

空家を放置すると…

空家は適正に管理されないと、周辺環境に大きな影響を与えてしまいます。

▽老朽化した塀や壁、屋根が崩れたり、テレビアンテナが風で落下する。

▽庭木の枝葉が隣の敷地や道路にはみ出す。

▽枯れ草火災の恐れ。

▽野生動物が棲み付く。

▽スズメバチが巣をつくる。

▽ごみを不法投棄される。

▽不法侵入者が滞在する。

管理されていない空家は、周辺に住む方々へ不安や迷惑を与えています。そうした空家を解消するため、大口町では補助金制度を用意しております。

詳しくは、大口町まちづくり推進課までお問い合わせください。

問合せ先

まちづくり推進課 95-1614